

帯広市における観光振興のための 新たな財源の検討

2020年10月20日
帯広市

1. 道内自治体の観光振興財源の検討状況

道内自治体の観光振興財源の検討状況（札幌市）

- 札幌市では、観光振興に係る新たな財源に関する調査検討会議において、宿泊税の制度設計等にあたっての考え方が提言されている。

財源の在り方

※札幌市観光振興に係る新たな財源に関する調査検討会議 答申より抜粋

- 観光振興における受益と負担の関係や、対象者の捕捉の容易性、財源の安定性と継続性、また他自治体の事例を踏まえた実現可能性などを総合的に勘案した結果、宿泊税が妥当

課税要件等

課税客体（納税義務者）

- 旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所（下宿を除く）のほか、民泊を課税対象施設とすべき

徴収方法

- 旅館及び簡易宿所（下宿を除く）及び民泊の事業者による特別徴収が適当

税率・免税点

- 現時点では定額制の意見が多数を占めた
- 免税点については、設けるべきではない

課税免除

- 修学旅行は教育目的であり公益性が高いことなどを踏まえた検討が必要

その他

- 納税者に対する透明性を確保するための仕組みを構築すべき
- 予期せぬ事態に起因する観光需要の落ち込みなどに備えるため、基金を創設することも検討する必要
- 有識者と観光関連事業者等からなる組織を設置すべき
- 入湯税については、一定の調整を検討する必要

道内自治体の観光振興財源の検討状況（函館市）

- ・ 函館市では、観光振興財源検討委員会において、宿泊税が望ましいとされ、制度設計等にあたっての付言がされている。

財源の在り方

※函館市観光振興財源検討委員会「観光の振興に関する施策を実施するための財源の在り方 - 提言 -」より抜粋

- 税の制度としてできる限り簡素であり、一定規模の財源確保が見込まれる制度がふさわしく、また、観光振興施策を中心とした行政サービスの恩恵を受けていることに対する負担の観点や宿泊客の多くが観光客であることを踏まえ、宿泊行為に課税する「宿泊税」が望ましい

課税要件等

徴収方法

- 特別徴収義務者となる宿泊事業者の事務負担が想定されるため、様々な角度から不安や負担等についての意見を聴きながら、なるべく宿泊事業者に負担のない簡素な制度設計を図ること

税率・課税免除対象等

- 税率の考え方や免税点の是非を含めた課税免除対象等について、導入他都市の事例や宿泊事業者の意見も聞きながら検討すること

その他

- 宿泊事業者の事務負担に対する奨励金を交付する制度の導入等、負担の軽減を図ること
- 宿泊客の負担軽減の観点から、入湯税の軽減についても必要に応じて検討すること
- 目的税としてどのような用途に充てられているかが重要であることから、その用途を明確にするとともに、活用した事業を公表すること

道内自治体の観光振興財源の検討状況（富良野市）

- 富良野市では、観光振興財源検討有識者会議において、宿泊税の制度設計等について提言されている。

財源の在り方

※富良野市における観光振興財源の確保に向けた提言書より抜粋

- 観光客から一定の理解は得られている法定外目的税である宿泊税が最も条件に合致している

課税要件等

課税客体

- 旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）への宿泊行為とする

免税点

- すべての観光客（宿泊客）の方に公平に負担をいただくため免税点は設けない

課税免除

- 公益性が認められる、学校教育事業「修学旅行及び研修旅行」については課税免除とする

税額

- 税額については、提言をもとに、今後、北海道との調整や地元宿泊事業者の意見聴取を経た上で、市としての案を決定いただきたい
- 概ね1人1泊200円の確保が必要
- 定額制で導入することが望ましい

その他

- 宿泊税導入後において入湯税の減額はしない

道内自治体の観光振興財源の検討状況（その他の自治体）

- 小樽市では、制度設計など、宿泊税とした場合の課題について、調査により詳細を把握することとしている。
- 旭川市・釧路市は、札幌市、函館市、帯広市、小樽市、富良野市とともに「（仮称）観光振興税に関する要望書」を北海道知事あてに提出している。

小樽市

※第1回小樽市観光税導入に係る有識者会議資料より抜粋

- 課題はあるが他都市の事例を参考に「宿泊税」の設定が適当
- 税の徴収や免税など、宿泊税とした場合の課題について、宿泊施設へのアンケート調査により課題の詳細を把握

旭川市・釧路市

- 令和2年2月25日付け、北海道知事あてに、札幌市長、函館市長、旭川市長、釧路市長、帯広市長、小樽市長、富良野市長の連名にて、「（仮称）観光振興税に関する要望書」を提出

（仮称）観光振興税に関する要望書の概要

- 北海道と市町村とで用途が重複しないよう、観光振興に関する役割分担について協議を行うこと。
- 納税者に過重な負担を生じさせないよう、また、特別徴収義務者の混乱を招かないよう納税者一人当たりの課税額等について協議を行うこと。
- 以上の件を議題とした関係市町村が一堂に会して協議をする場を速やかに設置するとともに、その会議については公開の形式で実施する、または、内容について公表すること。

(参考) 北海道における (仮称) 観光振興税の検討状況

- 北海道における (仮称) 観光振興税に係る懇談会では、税率・税額や免税点、課税免除などの論点に関して、意見交換などが行われている。

北海道における (仮称) 観光振興税の検討

- 北海道では、多様化する観光需要に対応するための財源確保に向けて、(仮称) 観光振興税の考え方を取りまとめていくにあたり、幅広い方々から意見を伺うため、懇談会を設置
- 令和元年12月から令和2年2月にかけて開催

(仮称) 観光振興税に係る懇談会としてのまとめ

税率・税額

道税を100円とし、市町村が独自に宿泊税を導入する場合は、それぞれ条例を定めて用途に見合った税額を設定するケースが望ましい

免税点・課税免除

免税点は設けず、修学旅行等の学校行事のみを免除することが望ましい

※北海道「(仮称) 観光振興税に係る懇談会」における意見より抜粋

新型コロナウイルス感染症による観光振興財源導入等への影響

- 観光振興財源の導入等について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、先送りを判断した自治体も見られる。

観光振興財源の導入等先送りを判断した道内自治体

○北海道

○札幌市、函館市、富良野市、小樽市、二セコ町、美瑛町、斜里町

日本の延べ宿泊者数の推移



(万人泊)

	全体	日本人	外国人
令和2年8月	2,628	2,605	23
(前年同月比)	▲58.4%	▲51.5%	▲97.6%

※令和2年8月の数値は第1次速報値

資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

2. 道内自治体の観光振興財源の使途等

道内自治体の観光振興財源の使途等

- ・各市における検討委員会等では、観光振興財源の使途等についても提言されている。

観光振興財源の使途等

札幌市

- 宿泊税を財源とした施策が今後の取り組むべき観光振興の方向性に沿うものであり、札幌の観光全体に資することを明確にする必要がある。
- したがって、税収の使途について、どのような事業に使われるのか、また使われたのか、納税者に対する透明性を確保するための仕組みを構築すべきである。
- また、災害等の予期せぬ事態に起因する観光需要の落ち込みなどに備えるため、基金を創設することも検討する必要がある。

※札幌市観光振興に係る新たな財源に関する調査検討会議 答申より抜粋

富良野市

- 特に富良野市全体の魅力を高めるために必要な取り組み、新規事業、拡充すべき既存事業、緊急性の高い事業などに使用すべきである。

※富良野市における観光振興財源の確保に向けた提言書より抜粋

道内自治体の観光振興財源の使途等

- ・ 各市における検討委員会等では、観光振興財源の使途等についても提言されている。

観光振興財源の使途等

函館市

- 新たな観光財源の使途としては、より具体的な施策を提示することが必要と考えており、今後、観光関連事業者の声を聴きながら現施策の検証・見直しを行うとともに、より実効性のある施策について議論することが必要と考える。
- 新たな観光振興財源の活用案（新規・拡充施策）
 1. 観光プロモーション（拡充）
各種誘致宣伝事業、広域連携による交流人口の拡大、秋冬の観光情報の発信、テーマ別観光情報の発信、MICE対応窓口機能の強化、観光ポータルサイト「はこぶら」等の全面的リニューアル
 2. 観光客の受入環境整備（新規・拡充）
有償観光ガイドの育成、文化財建造物保存修理への助成、視点場整備事業、宿泊施設改修支援事業費補助、視覚的にわかりやすい案内板・標識の整備、MaaSの導入による移動サービスの充実、高速交通ネットワークの整備促進、国際航空路線の拡大促進、函館港の利用促進
 3. インバウンド対策（新規・拡充）
外国人観光客の滞在環境向上、多言語表記・対応の充実
 4. 函館観光の魅力向上（新規・拡充）
ラグジュアリートラベルの推進、ナイトタイムエコノミーの推進、ニューツーリズムの推進、各種イベントの観光資源化、函館の「食」の魅力向上・付加価値化、ライトアップ施策推進事業、縄文遺跡群世界遺産登録の推進
 5. 観光戦略に係る取り組み（新規・拡充）
観光施策推進体制の見直し・強化、ビッグデータを活用した観光動態把握

(参考) 観光振興のための新たな財源等について

- 観光振興のための新たな財源は、新たな事業などに充当することとし、観光コンテンツの開発や観光施設等の災害対応強化などに活用することを想定。

観光振興のための新たな財源等

- 観光客の利便性向上、満足度の向上、新たに観光客を増やす取り組みに充当
- 既存事業への単純充当はしない。新たな事業、既存事業の拡充、緊急性が認められるものに充当
 - * 観光振興のための新たな財源は基金に入れて管理し、歳入と歳出の調整を行う
 - * 導入後、透明性を確保するため外部委員会の設置などの仕組みを構築

観光振興に関する課題等

- ①魅力の向上（誘客の強化・観光消費額の拡大）
 - ・ 観光コンテンツの開発支援（アウトドア・食観光・まちなか観光）
 - ・ MICE誘致、観光プロモーションの強化
 - ・ 観光振興に関するマーケティング、戦略の策定、観光人材の育成確保等
- ②受入環境の充実（受入環境の整備）
 - ・ 観光施設・宿泊施設等の災害やバリアフリー対応の強化
 - ・ 観光施設・宿泊施設・飲食店などの外国語対応やキャッシュレス対応
 - ・ 観光ガイドの育成・整備
 - ・ 2次交通の充実（Maas、自転車利用等）

3. 他自治体による特別徴収交付金等の事例

特別徴収交付金等の導入事例

- ・ 宿泊税を導入している自治体においては、新たに徴収に係る労力などが発生するため、特別徴収にあたる宿泊事業者等に交付金等を交付している。

他自治体の事例

金沢市宿泊税特別徴収事務交付金

- 宿泊税の申告と納入に要する事務負担を考慮し、併せて特別徴収制度の円滑な運営を図るために創設
 - ・ 納期内納入額の3.0%（令和6年度以降は、2.5%）
※令和5年度までは上記に申告納入月1月につき1,000円を加算
 - ・ 交付上限額：前期、後期それぞれ50万円

倶知安町宿泊税特別徴収義務者徴収報償金

- 宿泊税の特別徴収に係る事務負担を報償し、併せて、納期内納入の意欲の高揚を図るために創設
 - ・ すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の3.0%（令和6年度以降は、2.5%）
 - ・ 1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.5%（令和6年度以降は、2.0%）
 - ・ 加算金を伴う増額更正等を受けたとき 納期内完納額の1.5%（令和6年度以降は、1.0%）

特別徴収交付金等の導入事例

- ・ 宿泊税を導入している自治体においては、新たに徴収に係る労力などが発生するため、特別徴収にあたる宿泊事業者等に交付金等を交付している。

他自治体の事例

京都市宿泊税特別徴収事務補助金

- 宿泊税の特別徴収に要する経費の一部を補助し、併せて納期内納入の意欲の高揚を図るために創設
 - ・ 納期内納入額の3.0%（令和6年度以降は、2.5%）
 - ・ 交付上限額：令和元年度（5か月分）833,000円、令和2年度以降 200万円

福岡市宿泊税報償金

- 宿泊税の特別徴収義務者に係る経費の一部を支援するために創設予定
 - ・ 納期内納入額の3.0%（令和7年度以降は、2.5%）
※令和6年度まで、全てを電子申告かつ納期内納入の場合、3.5%
 - ・ 交付上限額：1施設につき200万円 ※令和2年度は833,333円

※福岡県、北九州市と同様の制度

4. 観光振興のための新たな財源の制度設計

観光振興のための新たな財源の制度設計（宿泊税：課税免除）

- 帯広市では、とがち帯広ホテル旅館組合の組合員を対象として、新たな観光振興財源に関する意見交換会を実施。
- 新たな観光振興財源に関する意見交換会では、スポーツ合宿を課税免除の対象として検討すべきといった意見が寄せられた。

新たな観光振興財源に関する意見交換会の概要

日 時 : 令和2年9月3日 (木) 13:45~
場 所 : ホテルグランテラス帯広
対 象 : とがち帯広ホテル旅館組合の組合員

新たな観光振興財源に関する意見交換会（とがち帯広ホテル旅館組合）での意見

- 帯広市は、スポーツ合宿なども盛んだが、課税対象になることによって、帯広市でのスポーツ合宿が減少することを懸念。
- スポーツ合宿を課税免除にすることについて、検討すべき。

(参考) 宿泊客延べ数に対するスポーツ合宿参加延べ人数

- 宿泊客延べ数に対するスポーツ合宿参加延べ人数の割合をみると、帯広市は0.5%となっており、釧路市や北見市に比べて低く、札幌市や函館市に比べて高い。

道内自治体の宿泊客延べ数に対するスポーツ合宿参加延べ人数

自治体名	宿泊客延べ数に対する スポーツ合宿参加延べ人数 割合	スポーツ合宿 参加延べ人数 (2018年度)	宿泊客延べ数 (2018年度)
札幌市	0.0%	2,391人	1,373万人
函館市	0.2%	8,221人	441万人
釧路市	0.9%	13,439人	153万人
倶知安町	0.0%	165人	128万人
帯広市	0.5%	6,401人	127万人
旭川市	0.3%	3,395人	108万人
小樽市	0.0%	0人	95万人
北見市	3.1%	21,977人	70万人
富良野市	0.0%	0人	67万人
網走市	4.1%	17,999人	44万人

観光振興のための新たな財源の制度設計（宿泊税：課税免除）

- 他自治体の事例をみると、京都市や倶知安町で修学旅行などを課税免除の対象としているものの、スポーツ合宿は対象としていない。
- 北海道（仮称）観光振興税に係る懇談会としてのまとめでは、修学旅行等の学校行事のみを免除することが望ましいとされている。

他自治体の事例

<京都市> 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者

<倶知安町> ・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者
・倶知安町内で職場体験を行う中学校、高校、大学、高専学校、専修学校の生徒又は学生

北海道（仮称）観光振興税に係る懇談会としてのまとめ

免税点は設けず、修学旅行等の学校行事のみを免除することが望ましい

※北海道「（仮称）観光振興税に係る懇談会」における意見より抜粋